

岩手県告示第534号

平成22年5月18日付け岩手県報第10964号登載保安林の指定の解除（平成22年岩手県告示第480号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成22年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安林に係る通知の要旨

(1) 保安林の所在場所 八幡平市相沢12の22、12の23

(2) 所在が不明である通知の相手方 角館良三

2 通知の内容を掲示した場所 八幡平市役所